

法 令 等 [問題 1～問題 40 は択一式（5肢択一式）]

問題 1 次の文章の空欄 [ア]～[エ]に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

明治の日本が受容した西洋法のなかでとくに重要な意味をもったのは、民法である。第一に、日本は [ア] の時代に中国を手本とした成文法をもったが、その内容は刑法と行政法だけであって、民法は含まれていなかった。法は基本的に、支配者が秩序を維持するための手段であり、互いに対等な関係に立つ人々が相互の関係を規律するための民法を一少なくともその原型を一生み出すことはなかったのである。第二に、明治以降の日本が手本とした西洋でも、ドイツやフランスのいわゆる「[イ]」諸国では、すべての法分野のなかで民法が最も長い伝統をもつものであった。「[イ]」の歴史は古代 [ウ] に遡る。その [ウ] 法の主要部分を成したのは、[ウ] 市民（当初は大部分農民であった）が相互の関係を規律するために生み出した市民法（ius civile）であって、これが後の民法の出発点となったのである。日本法に始めから欠けていたものが西洋法では始めから中心的な意義をもっていた、と言ってもよい。この違いがあればこそ、後に、イエーリングが『[エ]』（初版は 1872 年）において「諸国民の政治的教育の本当の学校は憲法ではなく私法である」と喝破した一方、明治の自由民権運動では「よしやシビルは不自由でもボリチカルさへ自由なら」と唄われるという、正反対の現象が見られたのである。

（出典 村上淳一「<法>の歴史」1997 年から）

	ア	イ	ウ	エ
1	律令制	大陸法	ローマ	権利のための闘争
2	律令制	判例法	ギリシア	犯罪と刑罰
3	武家法	大陸法	ギリシア	近代国家における自由
4	武家法	ゲルマン法	ガリア	法の精神
5	律令制	ゲルマン法	ローマ	ローマ人盛衰原因論

問題 2 「法」に関する用語を説明する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 自然法に対して、国家機関による制定行為や、慣習などの経験的事実といった人為に基づいて成立した法を「実定法」という。
- イ 手続法に対して、権利の発生、変更および消滅の要件など法律関係について規定する法を「実質法」という。
- ウ ある特別法との関係において、当該特別法よりも適用領域がより広い法を「基本法」という。
- エ 社会の法的確信を伴うに至った慣習であって、法的効力が認められているものを「社会法」という。
- オ 渉外的な法律関係に適用される法として、国際私法上のルールによって指定される法を「準拠法」という。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題3 次の文章は、最高裁判所の判例（百里基地訴訟）の一節である。空欄□に当てはまる文章として、妥当なものはどれか。

憲法九八条一項は、憲法が国の最高法規であること、すなわち、憲法が成文法の国法形式として最も強い形式的効力を有し、憲法に違反するその他の法形式の全部又は一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定であるから、同条項にいう「国務に関するその他の行為」とは、同条項に列挙された法律、命令、詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば、公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味し、したがって、行政処分、裁判などの国の行為は、個別的・具体的ながらも公権力を行使して法規範を定立する国の行為であるから、かかる法規範を定立する限りにおいて国務に関する行為に該当するものというべきであるが、国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、右のような法規範の定立を伴わないから憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」に該当しないものと解すべきである。・・・原審の適法に確定した事実関係のもとでは、本件売買契約は、□

(最三小判平成元年6月20日民集43巻6号385頁)

- 1 国が行った行為であって、私人と対等の立場で行った単なる私法上の行為とはいはず、右のような法規範の定立を伴うことが明らかであるから、憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
- 2 私人と対等の立場で行った私法上の行為とはいえ、行政目的のために選択された行政手段の一つであり、国の行為と同視さるべき行為であるから、憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
- 3 私人と対等の立場で行った私法上の行為とはいえ、そこにおける法規範の定立が社会法的修正を受けていることを考慮すると、憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
- 4 国が行った法規範の定立ではあるが、一見極めて明白に違憲とは到底いえないため、憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」には該当しないものというべきである。
- 5 国が行った行為ではあるが、私人と対等の立場で行った私法上の行為であり、右のような法規範の定立を伴わないことが明らかであるから、憲法九八条一項にいう「国務に関するその他の行為」には該当しないものというべきである。

問題 4 学問の自由に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 学問研究を使命とする人や施設による研究は、真理探究のためのものであるとの推定が働くと、学説上考えられてきた。
- 2 先端科学技術をめぐる研究は、その特性上一定の制約に服する場合もあるが、学問の自由の一環である点に留意して、日本では罰則によって特定の種類の研究活動を規制することまではしていない。
- 3 判例によれば、大学の学生が学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。
- 4 判例によれば、学生の集会が、実社会の政治的・社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。
- 5 判例によれば、普通教育において児童生徒の教育に当たる教師にも教授の自由が一定の範囲で保障されるとしても、完全な教授の自由を認めることは、到底許されない。

問題5 生存権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利のうち、「最低限度の生活」はある程度明確に確定できるが、「健康で文化的な生活」は抽象度の高い概念であり、その具体化に当たっては立法府・行政府の広い裁量が認められる。
- 2 行政府が、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を越えた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となり得る。
- 3 憲法25条2項は、社会的立法および社会的施設の創造拡充により個々の国民の生活権を充実すべき国的一般的責務を、同条1項は、国が個々の国民に対しそうした生活権を実現すべき具体的義務を負っていることを、それぞれ定めたものと解される。
- 4 現になされている生活保護の減額措置を行う場合には、生存権の自由権的側面の侵害が問題となるから、減額措置の妥当性や手続の適正さについて、裁判所は通常の自由権の制約と同様の厳格な審査を行うべきである。
- 5 生活保護の支給額が、「最低限度の生活」を下回ることが明らかであるような場合には、特別な救済措置として、裁判所に対する直接的な金銭の給付の請求が許容される余地があると解するべきである。

問題6 デモクラシーの刷新を綱領に掲げる政党Xは、衆議院議員選挙の際の選挙公約として、次のア～エのような内容を含む公職選挙法改正を提案した。

- ア 有権者の投票を容易にするために、自宅からインターネットで投票できる仕組みを導入する。家族や友人とお茶の間で話し合いながら同じ端末から投票することもでき、身近な人々の間での政治的な議論が活性化することが期待される。
- イ 有権者の投票率を高めるため、選挙期間中はいつでも投票できるようにするとともに、それでも3回続けて棄権した有権者には罰則を科するようとする。
- ウ 過疎に苦しむ地方の利害をより強く国政に代表させるため、参議院が都道府県代表としての性格をもつことを明文で定める。
- エ 地方自治と国民主権を有機的に連動させるため、都道府県の知事や議会議長が自動的に参議院議員となり、国会で地方の立場を主張できるようとする。

この提案はいくつか憲法上論議となり得る点を含んでいる。以下の諸原則のうち、この提案による抵触が問題となり得ないものはどれか。

- 1 普通選挙
- 2 直接選挙
- 3 自由選挙
- 4 平等選挙
- 5 秘密選挙

問題7 次の文章の空欄 [ア] ~ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なもの
はどれか。

大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権は、[ア]においてこれを決定
し・・・(中略)・・・、[イ]はこれを[ウ]することにした。ここにあげた
[エ]権は、旧憲法では[イ]の[オ]に属していたが、新憲法において、その決
定はこれを[ア]の権能とし、[イ]はただこれを[ウ]するに止まることになっ
たのであるが、議会における審議に当って、[エ]は、榮典とともに[イ]の機能
として留保すべきであるという主張があった。これに対して、政府は、[エ]は法
の一般性又は裁判の法律に対する忠実性から生ずる不当な結果を調節する作用であ
り、立法権、司法権及び行政権の機械的分立から生ずる不合理を是正するための制
度であって、その運用には、政治的批判を伴うものであることを理由として、その
実質的責任はすべてこれを[ア]に集中するとともに、「それが国民にもたらす有
難さを[ウ]の形式を以て表明する」とこととしたと説明している。

(出典 法学協会編「註解日本国憲法上巻」1948年から)

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	最高裁判所	国会	議決	免訴	自律権
2	内閣	天皇	認証	恩赦	大権
3	内閣	天皇	裁可	免訴	専権
4	内閣総理大臣	内閣	閣議決定	恩赦	専権
5	国会	天皇	認証	恩赦	大権

問題8 行政代執行法（以下「同法」という。）に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 代執行に要した費用については、義務者に対して納付命令を発出したのち、これが納付されないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。
- イ 代執行を行うに当たっては、原則として、同法所定の戒告および通知を行わなければならないが、これらの行為について、義務者が審査請求を行うことができる旨の規定は、同法には特に置かれていらない。
- ウ 行政上の義務の履行確保に関しては、同法の定めるところによるとした上で、代執行の対象とならない義務の履行確保については、執行罰、直接強制、その他民事執行の例により相当な手段をとることができる旨の規定が置かれている。
- エ 代執行の実施に先立って行われる戒告および通知のうち、戒告においては、当該義務が不履行であることが、次いで通知においては、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨が、それぞれ義務者に示される。
- オ 代執行の実施に当たっては、その対象となる義務の履行を督促する督促状を発した日から起算して法定の期間を経過してもなお、義務者において当該義務の履行がなされないときは、行政庁は、戒告等、同法の定める代執行の手続を開始しなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題9 行政上の法律関係に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 公営住宅の使用関係については、一般法である民法および借家法（当時）が、特別法である公営住宅法およびこれに基づく条例に優先して適用されることから、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。
- 2 食品衛生法に基づく食肉販売の営業許可は、当該営業に関する一般的禁止を個別に解除する処分であり、同許可を受けない者は、売買契約の締結も含め、当該営業を行うことが禁止された状態にあるから、その者が行った食肉の買入契約は当然に無効である。
- 3 租税滞納処分は、国家が公権力を発動して財産所有者の意思いかんにかかわらず一方的に処分の効果を発生させる行為であるという点で、自作農創設特別措置法（当時）所定の農地買収処分に類似するものであるから、物権変動の対抗要件に関する民法の規定の適用はない。
- 4 建築基準法において、防火地域または準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができるとされているところ、この規定が適用される場合、建物を築造するには、境界線から一定以上の距離を保たなければならないとする民法の規定は適用されない。
- 5 公営住宅を使用する権利は、入居者本人にのみ認められた一身専属の権利であるが、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅法の目的にかんがみ、入居者が死亡した場合、その同居の相続人がその使用権を当然に承継することが認められる。

問題10 行政処分の無効と取消しに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政処分が無効である場合、当該処分はその成立当初から効力を認められないから、当該処分に対する取消訴訟を提起することはできない。
- 2 行政処分が無効である場合、行政不服審査法が定める審査請求期間にかかわらず、当該行政処分の審査請求をすることができる。
- 3 行政処分の職権取消しは、当該処分に対する相手方等の信頼を保護する見地から、取消訴訟の出訴期間内に行わなければならない。
- 4 行政処分が職権により取り消された場合、取消しの対象となった処分の効力は消滅するので、これを争う相手方は、当該処分の有効確認の訴えを提起しなければならない。
- 5 行政処分の違法を理由として国家賠償を請求するためには、その取消しまたは無効確認の確定判決をあらかじめ得ておく必要はない。

問題11 行政手続法の定める申請に対する処分および不利益処分に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政手続法は、申請に対する処分の審査基準については、行政庁がこれを定めるよう努めるべきものとしているのに対し、不利益処分の処分基準については、行政庁がこれを定めなければならないものとしている。
- 2 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、申請者から求めがあったときに限り当該処分の理由を示すべきものとされているのに対し、不利益処分をする場合には、処分を行う際に名宛人に対して必ず当該処分の理由を示すべきものとされている。
- 3 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、弁明の機会の付与の手続を執らなければならないのに対し、不利益処分をする場合には、聴聞の手続を執らなければならない。
- 4 行政手続法は、申請に対する処分については、行政庁が標準処理期間を定めるよう努めるべきものとしているのに対し、不利益処分については、標準処理期間にかかる規定を設けていない。
- 5 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、公聴会を開催するよう努めるべきものとされているのに対し、不利益処分をする場合には、公聴会を開催しなければならないものとされている。

問題12 法令に違反する行為のは是正を求める行政指導を国の行政機関が担当する場合に関する次の記述のうち、行政手続法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 不利益処分を行う権限を有する行政機関は、法令違反を理由として不利益処分を行おうとする場合、その相手方に対し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ行政指導を用いて法令違反行為のは是正を求めなければならない。
- 2 行政指導が既に文書により相手方に通知されている事項と同一内容の行政指導である場合、行政機関はその内容を記載した書面を求められても、これを交付する必要はない。
- 3 同一の行政目的を実現するために複数の者に対し行政指導をする場合、行政機関はあらかじめ当該行政指導の共通する内容を定め、行政上特別の支障がない限りそれを公表しなければならない。
- 4 行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律所定の要件に適合しないと思料する場合、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止を求めることができる。
- 5 地方公共団体の機関が国の行政機関から委任を受けて行政指導を行う場合、行政手続法の定める行政指導手続に関する規定は、この行政指導の手続には適用されない。

問題13 行政手続法の定める意見公募手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 命令等制定機関は、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするときであっても、内容が完全に同一でなければ、命令等を定めるに当たって意見公募手続を実施しなければならない。
- 2 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たり、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対して提出された当該命令等の案についての意見について、整理または要約することなく、そのまま命令制定後に公示しなければならない。
- 3 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、委員会等の議を経て命令等を定める場合であって、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときには、改めて意見公募手続を実施する必要はない。
- 4 行政庁が、不利益処分をするかどうか、またはどのような不利益処分をするかについて、その法令の定めに従って判断するために必要とされる処分基準を定めるに当たっては、意見公募手続を実施する必要はない。
- 5 行政指導指針は、行政庁が任意に設定するものであり、また法的な拘束力を有するものではないため、行政指導指針を定めるに当たっては、意見公募手続を実施する必要はない。

問題14 行政不服審査法の定める不作為についての審査請求に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 不作為についての審査請求は、当該処分についての申請をした者だけではなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者がなすことができる。
- 2 不作為についての審査請求は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がなされていないときにも、なすことができる。
- 3 不作為についての審査請求の審査請求期間は、申請がなされてから「相当の期間」が経過した時点から起算される。
- 4 不作為についての審査請求の審理中に申請拒否処分がなされた場合については、当該審査請求は、拒否処分に対する審査請求とみなされる。
- 5 不作為についての審査請求がなされた場合においても、審査庁は、原則として、その審理のために、その職員のうちから審理員を指名しなければならない。

問題15 行政不服審査法の定める審査請求に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 審査請求は、代理人によつてもすることができ、その場合、当該代理人は、各自、審査請求人のために、原則として、当該審査請求に関する一切の行為をすることができるが、審査請求の取下げは、代理人によつてすることはできない。
- イ 審査庁となるべき行政庁は、必ず標準審理期間を定め、これを当該審査庁となるべき行政庁および関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。
- ウ 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがあつた場合において、審理の進行のため必要と認めるときに限り、当該申立てをした者に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。
- エ 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。
- オ 審査請求人以外の者であつて、審査請求に係る処分または不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる利害関係人は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題16 次に掲げる行政不服審査法の条文の空欄 [ア] ~ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

第 18 条第 1 項 処分についての審査請求は、[ア] から起算して 3 月… (中略)
…を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第 26 条 執行停止をした後において、[イ] が明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

第 45 条第 1 項 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合… (中略) …には、審査庁は、[ウ] で、当該審査請求を [エ] する。

第 59 条第 1 項 処分 (事実上の行為を除く。) についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、[オ] で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	処分があったことを知った日の翌日	当該審査請求に理由がないこと	裁決	棄却	裁決
2	処分があったことを知った日	執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと	決定	棄却	裁決
3	処分があったことを知った日の翌日	執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと	裁決	却下	決定
4	処分があったことを知った日	当該審査請求に理由がないこと	決定	棄却	裁決
5	処分があったことを知った日の翌日	執行停止が公の利益に著しい障害を生ずること	裁決	却下	決定

問題17 許認可等の申請に対する処分について、それに対する取消訴訟の判決の効力に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 申請を認める処分を取り消す判決は、原告および被告以外の第三者に対しても効力を有する。
- 2 申請を認める処分についての取消請求を棄却する判決は、処分をした行政庁その他の関係行政庁への拘束力を有さない。
- 3 申請を拒否する処分が判決により取り消された場合、その処分をした行政庁は、当然に申請を認める処分をしなければならない。
- 4 申請を認める処分が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない。
- 5 申請を拒否する処分に対する審査請求の棄却裁決を取り消す判決は、裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

問題18 行政事件訴訟法の定める民衆訴訟と機関訴訟に関する次の記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 A県知事に対してA県住民が県職員への条例上の根拠を欠く手当の支給の差止めを求める訴訟は、民衆訴訟である。
- 2 A県県営空港の騒音被害について、被害を受けたと主張する周辺住民がA県に対して集団で損害の賠償を求める訴訟は、民衆訴訟である。
- 3 A県が保管する国の文書について、A県知事が県情報公開条例に基づき公開の決定をした場合において、国が当該決定の取消しを求める訴訟は、機関訴訟である。
- 4 A県議会議員の選挙において、その当選の効力に関し不服がある候補者がA県選挙管理委員会を被告として提起する訴訟は、機関訴訟である。
- 5 A県がB市立中学校で発生した学校事故にかかる賠償金の全額を被害者に対して支払った後、B市が負担すべき分についてA県がB市に求償する訴訟は、機関訴訟である。

問題19 次の文章は、行政事件訴訟法の定める差止訴訟に関する最高裁判所判決の一節である。空欄 [A] ~ [D] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項の差止めの訴えの訴訟要件である、処分がされることにより『[A] を生ずるおそれ』があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に [B] 等を提起して [C] の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当である。・・・(中略)・・・。

・・・第 1 審原告らは、本件飛行場に係る第一種区域内に居住しており、本件飛行場に離着陸する航空機の発する騒音により、睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害や、不快感、健康被害への不安等を始めとする精神的苦痛を [D] 受けており、その程度は軽視し難いものというべきであるところ、このような被害の発生に自衛隊機の運航が一定程度寄与していることは否定し難い。また、上記騒音は、本件飛行場において内外の情勢等に応じて配備され運航される航空機の離着陸が行われる度に発生するものであり、上記被害もそれに応じてその都度発生し、これを [D] 受けることにより蓄積していくおそれのあるものであるから、このような被害は、事後的にその違法性を争う [B] 等による救済になじまない性質のものとういうことができる。

(最一小判平成 28 年 12 月 8 日民集 70 卷 8 号 1833 頁)

- | | |
|------------|------------|
| A ア 重大な損害 | イ 回復の困難な損害 |
| B ア 民事訴訟 | イ 取消訴訟 |
| C ア 仮処分 | イ 執行停止 |
| D ア 一時的にせよ | イ 反復継続的に |

	A	B	C	D
1 ア	ア	ア	ア	ア
2 ア	ア	イ	ア	
3 ア	イ	イ	イ	
4 イ	ア	ア	イ	
5 イ	イ	イ	イ	イ

問題20 国家賠償法1条に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なもののは組合せはどれか。

- ア 建築主事は、建築主の申請に係る建築物の計画について建築確認をするに当たり、建築主である個人の財産権を保護すべき職務上の法的義務を負うものではないから、仮に当該建築主の委託した建築士が行った構造計算書の偽装を見逃したとしても、そもそもその点について職務上の法的義務違反も認められないことから、当該建築確認は国家賠償法1条1項の適用上違法にはならない。
- イ 警察官が交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かについては、当該追跡の必要性、相当性に加え、当該第三者が被った損害の内容および性質ならびにその態様および程度などの諸要素を総合的に勘案して決せられるべきである。
- ウ 法令に基づく水俣病患者認定申請をした者が、相当期間内に応答処分されることにより焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、不法行為法上の保護の対象になるが、当該認定申請に対する不作為の違法を確認する判決が確定していたとしても、そのことから当然に、国家賠償法1条1項に係る不法行為の成立が認められるわけではない。
- エ 所得金額を過大に認定して行われた所得税の更正は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることとなるが、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、過失があるとの評価を受けることとなる。
- オ 公立学校における教師の教育活動も国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に該当するから、学校事故において、例えば体育の授業において危険を伴う技術を指導する場合については、担当教師の指導において、事故の発生を防止するため十分な措置を講じるべき注意義務が尽くされたかどうかが問題となる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題21 道路用地の収用に係る損失補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 土地を収用することによって土地所有者が受ける損失は、当該道路を設置する起業者に代わり、収用裁決を行った収用委員会が所属する都道府県がこれを補償しなければならない。
- 2 収用対象となる土地が当該道路に関する都市計画決定によって建築制限を受けている場合、当該土地の権利に対する補償の額は、近傍において同様の建築制限を受けている類地の取引価格を考慮して算定した価格に物価変動に応ずる修正率を乗じて得た額となる。
- 3 収用対象の土地で商店が営まれている場合、商店の建築物の移転に要する費用は補償の対象となるが、その移転に伴う営業上の損失は補償の対象とはならない。
- 4 収用対象とはなっていない土地について、隣地の収用によって必要となった盛土・切土に要する費用は損失補償の対象になるが、それにより通路・溝等の工作物が必要となったときは、当該工作物の新築に係る費用は補償の対象とはならない。
- 5 収用対象の土地の所有者が収用委員会による裁決について不服を有する場合であって、不服の内容が損失の補償に関するものであるときは、土地所有者が提起すべき訴訟は当事者訴訟になる。

問題22 地方自治法の定める特別区に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 特別区は、かつては特別地方公共団体の一種とされていたが、地方自治法の改正により、現在は、市町村などと同様の普通地方公共団体とされており、その区長も、公選されている。
- 2 特別区は、独立の法人格を有する地方公共団体である点においては、指定都市に置かれる区と相違はないが、議会や公選の区長を有すること、さらには条例制定権限を有する点で後者とは異なる。
- 3 特別区は、その財源を確保するために、区民税などの地方税を賦課徴収する権限が認められており、その行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、他の地方公共団体から交付金を受けることを禁じられている。
- 4 特別区は、地方自治法上は、都に設けられた区をいうこととされているが、新たな法律の制定により、廃止される関係市町村における住民投票などの手続を経て、一定の要件を満たす他の道府県においても設けることが可能となった。
- 5 特別区は、原則として、市町村と同様の事務を処理することとされているが、特別区相互間の事務の調整を確保する見地から、市町村と異なり、その事務の執行について、区長等の執行機関は、知事の一般的な指揮監督に服する。

問題23 地方公共団体の定める条例と規則に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 普通地方公共団体は、その事務に関し、条例を制定し、それに違反した者について、懲役などの刑罰の規定を設けることができる。
- イ 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関し、規則を制定し、それに違反した者について、罰金などの刑罰の規定を設けることができる。
- ウ 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会による条例の制定に関する議決について、再議に付すことができる。
- エ 普通地方公共団体は、公の施設の設置およびその管理に関する事項につき、その長の定める規則でこれを定めなければならない。
- オ 日本国たる普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の条例の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題24 地方自治法の定める都道府県の事務に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 都道府県は、自治事務については条例を制定することができるが、法定受託事務については条例を制定することができない。
- 2 都道府県の事務は、自治事務、法定受託事務および機関委任事務の3種類に分類される。
- 3 都道府県の自治事務については、地方自治法上、どのような事務がこれに該当するかについて、例示列挙されている。
- 4 都道府県の法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであるから、法定受託事務に関する賠償責任は国にあり、都道府県に賠償責任が生じることはないものとされている。
- 5 都道府県の自治事務と法定受託事務は、いずれも事務の監査請求および住民監査請求の対象となることがある。

問題25 道路等についての最高裁判所の判決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 道路の供用によって騒音や排気ガス等が生じ、当該道路の周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じていたとしても、このような供用に関連する瑕疵は、国家賠償法に定める「公の營造物の設置又は管理」上の瑕疵とはいえないから、道路管理者には国家賠償法上の責任は生じない。
- 2 公団上は水路として表示されている公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての外觀を全く喪失し、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合であっても、行政庁による明示の公用廃止が行われない限り、当該水路は取得時効の対象とはなり得ない。
- 3 建築基準法の定める道路の指定は、一定の条件に合致する道を一律に指定する一括指定の方法でなされることもあるが、一括して指定する方法でした道路の指定であっても、個別の土地についてその本来的な効果として具体的な私権制限を発生させるものであるから、当該指定は抗告訴訟の対象になる行政処分に当たる。
- 4 運転者が原動機付自転車を運転中に、道路上に長時間放置してあった事故車両に衝突して死亡した事故が発生した場合であっても、道路上の自動車の放置は、国家賠償法に定める「公の營造物の設置又は管理」上の瑕疵とはいえないから、道路の管理費用を負担すべき県には国家賠償法に基づく責任は認められない。
- 5 特別区の建築安全条例所定の接道要件が満たされていない建築物について、条例に基づいて区長の安全認定が行われた後に当該建築物の建築確認がされた場合であっても、後続処分たる建築確認の取消訴訟において、先行処分たる安全認定の違法を主張することは許されない。

問題26 ある市立保育所の廃止に関する以下の会話を受けてCが論点を整理した次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- A：友人が居住している市で、3つある市立保育所を廃止するための条例が制定されるらしいんだ。この場合、どうしたら、条例の制定を阻止できるのだろうか。
- B：議会への働きかけも含めていろいろ考えられるけれども、その他、何らかの訴訟を提起することも考えられるね。
- C：行政事件訴訟法と地方自治法を勉強するいい機会だから、すこし考えてみよう。

- 1 特定の市立保育所のみを廃止する条例の効力を停止するために、当該条例の効力の停止の申立てのみを、それに対する抗告訴訟の提起の前に行うことができる。
- 2 特定の市立保育所を廃止する条例の制定行為については、住民訴訟によってその差止めを求めることができる。
- 3 条例の制定行為は、普通地方公共団体の議会が行う立法行為に属するが、一般的に抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解されている。
- 4 特定の市立保育所の廃止条例の制定に関する議決を阻止するため、一定数の選挙人の署名により、地方自治法上の直接請求をすることができる。
- 5 処分の取消判決や執行停止の決定には第三者効が認められているため、市立保育所廃止条例の制定行為の適法性を抗告訴訟によって争うことには合理性がある。

問題27 公序良俗および強行法規等の違反に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 食品の製造販売を業とする者が、有害物質の混入した食品を、食品衛生法に抵触するものであることを知りながら、あえて製造販売し取引を継続していた場合には、当該取引は、公序良俗に反して無効である。
- 2 債権の管理または回収の委託を受けた弁護士が、その手段として訴訟提起や保全命令の申立てをするために当該債権を譲り受ける行為は、たとえそれが弁護士法に違反するものであったとしても、司法機関を利用して不当な利益を追求することを目的として行われた等の事情がない限り、直ちにその私法上の効力が否定されるものではない。
- 3 組合契約において、組合員はやむを得ない事由があっても任意に脱退することができない旨の約定が存する場合であっても、組合員の脱退に関する民法の規定は強行法規ではないから、かかる約定の効力が否定されるものではない。
- 4 契約が公序に反することを目的とするものであるかどうかは、当該契約が成立した時点における公序に照らして判断すべきである。
- 5 男子の定年年齢を 60 歳、女子の定年年齢を 55 歳とする旨の会社の就業規則は、経営上の観点から男女別定年制を設けなければならない合理的理由が認められない場合、公序良俗に反して無効である。

問題28 A・B間で締結された契約（以下「本件契約」という。）に附款がある場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

ア 本件契約に、経済情勢に一定の変動があったときには当該契約は効力を失う旨の条項が定められている場合、効力の喪失時期は当該変動の発生時が原則であるが、A・Bの合意により、効力の喪失時期を契約時に遡らせることも可能である。

イ 本件契約が売買契約であり、買主Bが品質良好と認めた場合には代金を支払うとする旨の条項が定められている場合、この条項はその条件の成就が代金債務者であるBの意思のみに係る随意条件であるから無効である。

ウ 本件契約が和解契約であり、Bは一定の行為をしないこと、もしBが当該禁止行為をした場合にはAに対して違約金を支払う旨の条項が定められている場合、Aが、第三者Cを介してBの当該禁止行為を誘発したときであっても、BはAに対して違約金支払の義務を負う。

エ 本件契約が農地の売買契約であり、所有権移転に必要な行政の許可を得られたときに効力を生じる旨の条項が定められている場合において、売主Aが当該許可を得ることを故意に妨げたときであっても、条件が成就したとみなされることはない。

オ 本件契約が金銭消費貸借契約であり、借主Bが将来社会的に成功を収めた場合に返済する旨の条項（いわゆる出世払い約款）が定められている場合、この条項は停止条件を定めたものであるから、Bは社会的な成功を収めない限り返済義務を負うものではない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題29 Aが登記簿上の所有名義人である甲土地をBが買い受ける旨の契約（以下「本件売買契約」という。）をA・B間で締結した場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 甲土地は実際にはCの所有に属していたが、CがAに無断で甲土地の所有名義人をAとしていた場合において、Aがその事情を知らないBとの間で本件売買契約を締結したときであっても、BはCに対して甲土地の引渡しを求めることができない。
- イ 甲土地はAの所有に属していたところ、Aの父であるDが、Aに無断でAの代理人と称して本件売買契約を締結し、その後Dが死亡してAがDを単独で相続したときは、Aは、Dの法律行為の追認を拒絶することができ、また、損害賠償の責任を免れる。
- ウ 甲土地が相続によりAおよびEの共有に属していたところ、AがEに無断でAの単独所有名義の登記をしてBとの間で本件売買契約を締結し、Bが所有権移転登記をした場合において、Bがその事情を知らず、かつ、過失がないときは、Bは甲土地の全部について所有権を取得する。
- エ 甲土地はAの所有に属していたところ、本件売買契約が締結され、B名義での所有権移転の仮登記がされた場合において、Aが甲土地をその事情を知らないFに売却し所有権移転登記をしたときは、Bは本登記をしない限りFに対して所有権の取得を対抗することができない。
- オ 甲土地はAの所有に属していたところ、GがAに無断で甲土地上に建物を築造し、その建物の所有権保存登記をした場合において、本件売買契約により甲土地の所有者となったBは、Gが当該建物の所有権を他に譲渡していたとしても、登記名義がGにある限り、Gに対して当該建物の収去および土地の明渡しを求めることができる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題30 抵当権の効力に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 抵当権の効力は抵当不動産の従物にも及ぶが、抵当不動産とは別個に従物について対抗要件を具備しなければ、その旨を第三者に対して対抗することができない。
- 2 借地上の建物に抵当権が設定された場合において、その建物の抵当権の効力は、特段の合意がない限り借地権には及ばない。
- 3 買戻特約付売買の買主が目的不動産について買主の債権者のために抵当権を設定し、その旨の登記がなされたところ、その後、売主が買戻権を行使した場合、買主が売主に対して有する買戻代金債権につき、上記抵当権者は物上代位権を使用することができる。
- 4 抵当不動産が転貸された場合、抵当権者は、原則として、転貸料債権（転貸賃料請求権）に対しても物上代位権を使用することができる。
- 5 抵当権者が、被担保債権について利息および遅延損害金を請求する権利を有するときは、抵当権者は、原則として、それらの全額について優先弁済権を使用することができる。

問題31 弁済に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 債務者が元本のほか利息および費用を支払うべき場合において、弁済として給付した金銭の額がその債務の全部を消滅させるのに足りないときは、債務者による充当の指定がない限り、これを順次に費用、利息および元本に充当しなければならない。
- 2 同一の債権者に対して数個の金銭債務を負担する債務者が、弁済として給付した金銭の額が全ての債務を消滅させるのに足りない場合であって、債務者が充当の指定をしないときは、債権者が弁済を受領する時に充当の指定をすることができるが、債務者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 金銭債務を負担した債務者が、債権者の承諾を得て金銭の支払に代えて不動産を給付する場合において、代物弁済が成立するためには、債権者に所有権を移転させる旨の意思表示をするだけでは足りず、所有権移転登記がされなければならない。
- 4 債権者があらかじめ弁済の受領を拒んでいる場合、債務者は、口頭の提供をすれば債務不履行責任を免れるが、債権者において契約そのものの存在を否定する等弁済を受領しない意思が明確と認められるときは、口頭の提供をしなくとも同責任を免れる。
- 5 債権者があらかじめ金銭債務の弁済の受領を拒んでいる場合、債務者は、口頭の提供をした上で弁済の目的物を供託することにより、債務を消滅させることができる。

問題32 物の貸借に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、それが、使用貸借の場合にも賃貸借の場合にも当てはまるものの組合せはどれか。

- ア 借主は、契約またはその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用および収益をしなければならない。
- イ 借主は、目的物の使用および収益に必要な修繕費を負担しなければならない。
- ウ 借主は、目的物を返還するときに、これに附属させた物を取去することはできない。
- エ 貸借契約は、借主の死亡によって、その効力を失う。
- オ 契約の本旨に反する使用または収益によって生じた損害の賠償および借主が支出した費用の償還は、貸主が借主から目的物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題33 Aに雇われているBの運転する車が、Aの事業の執行中に、Cの車と衝突して歩行者Dを負傷させた場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。なお、Aには使用者責任、BおよびCには共同不法行為責任が成立するものとする。

- 1 AがDに対して損害を全額賠償した場合、Aは、Bに故意または重大な過失があったときに限ってBに対して求償することができる。
- 2 AがDに対して損害を全額賠償した場合、Aは、損害の公平な分担という見地から均等の割合に限ってCに対して求償することができる。
- 3 CがDに対して損害を全額賠償した場合、Cは、Bに対してはB・C間の過失の割合によるBの負担部分について求償することができるが、共同不法行為者でないAに対しては求償することができない。
- 4 Cにも使用者Eがあり、その事業の執行中に起きた衝突事故であった場合に、AがDに対して損害を全額賠償したときは、Aは、AとEがそれぞれ指揮監督するBとCの過失の割合によるCの負担部分についてEに対して求償することができる。
- 5 BがAのほかFの指揮監督にも服しており、BがAとFの事業の執行中に起きた衝突事故であった場合に、AがDに対して損害を全額賠償したときは、Aは、損害の公平な分担という見地から均等の割合に限ってFに対して求償することができる。

問題34 離婚に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア 離婚における財産分与は、離婚に伴う精神的苦痛に対する損害の賠償も当然に含む趣旨であるから、離婚に際し財産分与があった場合においては、別途、離婚を理由とする慰謝料の請求をすることは許されない。
- イ 離婚に際して親権者とならず子の監護教育を行わない親には、子と面会・交流するためのいわゆる面接交渉権があり、この権利は親子という身分関係から当然に認められる自然権であるから、裁判所がこれを認めない判断をすることは憲法13条の定める幸福追求権の侵害に当たる。
- ウ 父母が協議上の離婚をする場合に、その協議でその一方を親権者として定めなかったにもかかわらず、誤って離婚届が受理されたときであっても、当該離婚は有効に成立する。
- エ 民法の定める離婚原因がある場合には、当事者の一方は、その事実を主張して直ちに家庭裁判所に対して離婚の訴えを提起することができ、訴えが提起されたときは、家庭裁判所は直ちに訴訟手続を開始しなければならない。
- オ 夫婦の別居が両当事者の年齢および同居期間との対比において相当の長期間に及び、その夫婦の間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により極めて苛酷な状態に置かれる等著しく社会的正義に反するといえるような特段の事情のない限り、有責配偶者からの離婚請求であるとの一事をもって離婚が許されないとすることはできない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題35 後見に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がないときに限り、開始する。
- 2 未成年後見人は自然人でなければならず、家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することはできない。
- 3 成年後見は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者について、家庭裁判所の審判によって開始する。
- 4 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護および財産管理に関する事務を行う義務のほか、成年被後見人が他人に損害を加えた場合において当然に法定の監督義務者として責任を負う。
- 5 後見人の配偶者、直系血族および兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

問題36 商人または商行為に関する次のア～オの記述のうち、商法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によって消滅する。
- イ 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。
- ウ 数人の者がその一人または全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帶して負担する。
- エ 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、その債務は当該債務者および保証人が連帶して負担する。
- オ 自己の営業の範囲内で、無報酬で寄託を受けた商人は、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題37 株式会社の設立における発起人等の責任等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載または記録された価額に著しく不足するときは、発起人および設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負い、この義務は、総株主の同意によつても、免除することはできない。
- イ 発起人は、出資の履行において金銭の払込みを仮装した場合には、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払う義務を負い、この義務は、総株主の同意によつても、免除することはできない。
- ウ 発起人、設立時取締役または設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。
- エ 発起人、設立時取締役または設立時監査役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役または設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- オ 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に關してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に關して支出した費用を負担する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題38 謙譲制限株式に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 株式会社は、定款において、その発行する全部の株式の内容として、または種類株式の内容として、謙譲による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めることができる。
- 2 謙譲制限株式の株主は、その有する謙譲制限株式を当該株式会社以外の他人に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該謙譲制限株式を取得することについて承認するか否かを決定することを請求することができる。
- 3 謙譲制限株式を取得した者は、当該株式会社に対し、当該謙譲制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができるが、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、その取得した謙譲制限株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。
- 4 株式会社が謙譲制限株式の譲渡の承認をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の特別決議によらなければならない。
- 5 株式会社は、相続その他の一般承継によって当該株式会社の発行した謙譲制限株式を取得した者に対し、当該謙譲制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

問題39 社外取締役に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 社外取締役は、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人を兼任することができない。
- 2 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の過半数は、社外取締役でなければならない。
- 3 公開会社であり、かつ、大手会社である監査役会設置会社は、1名以上の社外取締役を選任しなければならない。
- 4 株式会社が特別取締役を選定する場合には、当該株式会社は、特別取締役による議決の定めがある旨、選定された特別取締役の氏名および当該株式会社の取締役のうち社外取締役であるものについては社外取締役である旨を登記しなければならない。
- 5 株式会社は、社外取締役の当該株式会社に対する責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、当該社外取締役が負う責任の限度額をあらかじめ定める旨の契約を締結することができる旨を定款で定めることができる。

問題40 剰余金の配当に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 株式会社は、剰余金の配当請求権および残余財産分配請求権の全部を株主に与えない旨の定款の定めを設けることができる。
- 2 株式会社は、分配可能額の全部につき、株主に対して、剰余金の配当を支払わなければならない。
- 3 株式会社より分配可能額を超える金銭の交付を受けた株主がその事実につき善意である場合には、当該株主は、当該株式会社に対し、交付を受けた金銭を支払う義務を負わない。
- 4 株式会社は、当該株式会社の株主および当該株式会社に対し、剰余金の配当をすることができる。
- 5 株式会社は、配当財産として、金銭以外に当該株式会社の株式、社債または新株予約権を株主に交付することはできない。

[問題 41～問題 43 は択一式（多肢選択式）]

問題41 公務員の政治的自由に関する次の文章の空欄 [ア]～[エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢 (1～20) から選びなさい。

〔国家公務員法〕102条1項は、公務員の職務の遂行の政治的 [ア] 性を保持することによって行政の [ア] 的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的とするものと解される。

他方、国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、上記の目的に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画さるべきものである。

このような〔国家公務員法〕102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的 [ア] 性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして [イ] 的に認められるものを指し、同項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任したものと解するのが相当である。・・・(中略)・・・。

・・・本件配布行為は、[ウ] 的地位になく、その職務の内容や権限に [エ] の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的 [ア] 性を損なうおそれが [イ] 的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。

(最二小判平成 24 年 12 月 7 日刑集 66 卷 12 号 1337 頁)

1 従属	2 平等	3 合法	4 穏健	5 裁量
6 実質	7 潜在	8 顕在	9 抽象	10 一般
11 権力	12 現業	13 経営者	14 指導者	15 管理職
16 違法	17 濫用	18 逸脱	19 中立	20 強制

問題42 行政事件訴訟法 10 条は、二つの「取消しの理由の制限」を定めている。次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1~20）から選びなさい。

第一に、「取消訴訟においては、[ア] に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない」（10 条 1 項）。これは、訴えが仮に適法なものであったとしても、[ア] に関係のない違法を理由に取消しを求めるることはできない（そのような違法事由しか主張していない訴えについては [イ] が下されることになる）ことを規定するものと解されている。取消訴訟が（国民の権利利益の救済を目的とする）主觀訴訟であることにかんがみ、主觀訴訟における当然の制限を規定したものにすぎないと評価がある反面、違法事由のなかにはそれが [ア] に関係するものかどうかが不明確な場合もあり、「[ア] に関係のない違法」を広く解すると、国民の権利利益の救済の障害となる場合もあるのではないかとの指摘もある。

第二に、「処分の取消しの訴えとその処分についての [ウ] の取消しの訴えとを提起することができる場合には、[ウ] の取消しの訴えにおいては「[エ] を理由として取消しを求めることができない」（10 条 2 項）。これは、[エ] は、処分取消訴訟において主張しなければならないという原則（原処分主義）を規定するものと解されている。

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------|
| 1 審査請求を棄却した裁決 | 2 処分を差止める判決 | |
| 3 訴えを却下する判決 | 4 処分の無効 | 5 処分取消裁決 |
| 6 処分の違法 | 7 法律上保護された利益 | |
| 8 裁決の違法 | 9 不作為の違法 | 10 裁決の無効 |
| 11 自己の法律上の利益 | 12 審査請求を認容した裁決 | |
| 13 処分により保護される利益 | 14 請求を認容する判決 | |
| 15 処分を義務付ける判決 | 16 請求を棄却する判決 | |
| 17 処分取消判決 | 18 法律上保護に値する利益 | |
| 19 事情判決 | 20 裁判上保護されるべき利益 | |

問題43 次の文章は、地方公共団体の施策の変更に関する最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1~20）から選びなさい。

・・・ [ア] の原則は地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則であり、また、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を決定した場合でも、右施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることはもとより当然であって、地方公共団体は原則として右決定に拘束されるものではない。しかし、右決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、特定の者に対して右施策に適合する特定内容の活動をすることを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと [イ] し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である。このような状況のもとでは、たとえ右勧告ないし勧誘に基づいてその者と当該地方公共団体との間に右施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であっても、右のように密接な交渉を持つに至った当事者間の関係を規律すべき [ウ] の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる [イ] に対して法的保護が与えられなければならないものというべきである。すなわち、右施策が変更されることにより、前記の勧告等に動機づけられて前記のような活動に入った者がその [イ] に反して所期の活動を妨げられ、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事情によるのでない限り、当事者間に形成された [イ] 関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の [エ] 責任を生ぜしめるものといわなければならない。そして、前記 [ア] の原則も、地方公共団体が住民の意思に基づいて行動する場合にはその行動になんらの法的責任も伴わないということを意味するものではないから、地方公共団体の施策決定の基盤をなす政治情勢の変化をもってただちに前記のやむをえない客観的事情にあたるものとし、前記のような相手方の [イ] を保護しないことが許されるものと解すべきではない。

(最三小判昭和 56 年 1 月 27 日民集 35 卷 1 号 35 頁)

1 信義衡平	2 私的自治	3 公平	4 信頼
5 確約	6 契約	7 財産	8 債務不履行
9 不法行為	10 団体自治	11 平等	12 刑事
13 住民自治	14 比例	15 権利濫用禁止	16 過失
17 期待	18 継続	19 監督	20 措置

[問題 44～問題 46 は記述式] (解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。)

問題44 Xは、A県B市内において、農地を所有し、その土地において農業を営んできた。しかし、高齢のため農作業が困難となり、後継者もいないため、農地を太陽光発電施設として利用することを決めた。そのために必要な農地法4条1項所定のA県知事による農地転用許可を得るために、その経由機関とされているB市農業委員会の担当者と相談したところ、「B市内においては、太陽光発電のための農地転用は認められない。」として、申請用紙の交付を拒否された。そこで、Xは、インターネットから入手した申請用紙に必要事項を記入してA県知事宛ての農地転用許可の申請書を作成し、必要な添付書類とともにB市農業委員会に郵送した。ところが、これらの書類は、「この申請書は受理できません。」とするB市農業委員会の担当者名の通知を添えて返送してきた。この場合、農地転用許可を得るため、Xは、いかなる被告に対し、どのような訴訟を提起すべきか。40字程度で記述しなさい。

(参照条文)

農地法

(農地の転用の制限)

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（中略）の許可を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

(下書き用)

														10		15

問題45 画家 A は、B から A の絵画（以下「本件絵画」といい、評価額は 500 万円～600 万円であるとする。）を購入したい旨の申込みがあったため、500 万円で売却することにした。ところが、A・B 間で同売買契約（本問では、「本件契約」とする。）を締結したときに、B は、成年被後見人であったことが判明したため（成年後見人は C であり、その状況は現在も変わらない。）、A は、本件契約が維持されるか否かについて懸念していたところ、D から本件絵画を気に入っているため 600 万円ですぐにでも購入したい旨の申込みがあった。A は、本件契約が維持されない場合には、本件絵画を D に売却したいと思っている。A が本件絵画を D に売却する前提として、A は、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。なお、A および D は、制限行為能力者ではない。

「A は、」に続け、下線部分につき 40 字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

(下書き用)

A は、

														10			15

問題46 甲自動車（以下「甲」という。）を所有するAは、別の新車を取得したため、友人であるBに対して甲を贈与する旨を口頭で約し、Bも喜んでこれに同意した。しかしながら、Aは、しばらくして後悔するようになり、Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかったことにしたいと考えるに至った。甲の引渡しを求めているBに対し、Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。40字程度で記述しなさい。なお、この贈与契約においては無効および取消しの原因は存在しないものとする。

(下書き用)

10

15

一般知識等 [問題 47～問題 60 は択一式（5肢択一式）]

問題47 2017 年 11 月から始まった新しい外国人技能実習制度に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 新しい制度が導入されるまでは、外国人の技能実習制度は、専ら外国人登録法による在留資格として定められていた。
- イ 技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制が新たに導入された。
- ウ 優良な監理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充が図られた。
- エ 外国人技能実習制度の円滑な運営および適正な拡大に寄与する業務を、国際協力機構（JICA）が新たに担うことが定められた。
- オ 外国人技能実習制度の適正な実施および外国人技能実習生の保護に関する業務を行うため、外国人技能実習機構（OTIT）が新設された。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・オ

問題48 行政書士に関する国の事務をつかさどるのは総務省であるが、専門資格に関する事務をつかさどる省庁についての次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 財務省は、不動産鑑定士に関する事務をつかさどる。
- イ 金融庁は、公認会計士に関する事務をつかさどる。
- ウ 法務省は、司法書士に関する事務をつかさどる。
- エ 厚生労働省は、獣医師に関する事務をつかさどる。
- オ 経済産業省は、弁理士に関する事務をつかさどる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題49 戦後日本の消費生活協同組合（以下「生協」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 生協は一定の地域による人ととの結合であるため、職域による人と人の結合である生協は認められていない。
- 2 生協には、加入・脱退の自由がなく、一定の地域に住所を有する者は当然に組合員となる。
- 3 生協の組合員の議決権・選挙権は、出資口数に比例して認められている。
- 4 生協は、その主たる事務所の所在地に住所が在るものとされている。
- 5 生協は法人であり、特定の政党のために、これを利用することが認められている。

問題50 近年の日本の貿易および対外直接投資に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 2010 年代の日本の貿易において、輸出と輸入を合わせた貿易総額が最大である相手国は中国である。
- 2 日本の貿易収支は、東日本大震災の発生した 2011 年頃を境に黒字から赤字となり、その状況が続いている。
- 3 日本の対外直接投資を見ると、今後更なる成長が期待されるアジアやアフリカ諸国への投資規模が大きいのに対し、北米や欧州への投資規模は小さい。
- 4 日本の製造業における国内法人および海外現地法人の設備投資額のうち、海外現地法人の設備投資が占める割合は一貫して上昇している。
- 5 日本との間に国交が成立していない国・地域との貿易取引は、日本では全面的に禁止されている。

問題51 日本の墓地および死体の取扱い等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 墓地の経営には、都道府県知事の許可が必要であるが、納骨堂の経営は届出のみでよい。
- 2 死体を火葬する際には、生前に住民登録があった市町村の長の許可証を得ることが法律で義務付けられている。
- 3 死体の火葬を死亡又は死産の当日に行なうことは法律で禁止されておらず、感染症などによる死亡の場合には、むしろ死亡当日の火葬が法律で義務付けられている。
- 4 死体は火葬されることが多いが、土葬も法律で認められている。
- 5 墓地使用者が所在不明となって 10 年経過した墓については、経営者の裁量で撤去することが、法律で認められている。

問題52 地方自治体の住民等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののは組合せはどれか。

- ア 市町村内に家屋敷を有する個人であっても、当該市町村内に住所を有しない場合には、当該市町村の住民税が課されないものとされている。
- イ 日本国籍を有しない外国人は、当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、一定の要件に該当するときには、住民基本台帳制度の適用対象になる。
- ウ 自宅から離れた他市の特別養護老人ホームに入居した者であっても、自宅のある市町村に住民登録を残し、住所地特例制度により当該市町村の介護保険を利用することができる。
- エ 市の管理する都市公園の中で起居しているホームレスについては、当然に、当該都市公園が住民登録上の住所地となる。
- オ 市町村内に住所を有する個人だけでなく、当該市町村内に事務所または事業所を有する法人も、住民税を納税する義務を負う。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題53 次に掲げるア～オの営業形態のうち、風適法^{*}による許可または届出の対象となっていないものの組合せはどれか。

- ア 近隣の風俗営業に関する情報を提供する、いわゆる風俗案内所
 - イ 店舗を構えて性的好奇心に応えるサービスを提供する、いわゆるファッションヘルス
 - ウ 射幸心をそそるような遊興用のマシンを備えた、いわゆるゲームセンター
 - エ 性的好奇心を煽るような、いわゆるピンクチラシ類を印刷することを業とする事業所
 - オ 店舗を構えずに、異性との性的好奇心を満たすための会話の機会を提供し異性を紹介する営業である、いわゆる無店舗型テレクラ
- 1 ア・イ
2 ア・エ
3 イ・ウ
4 ウ・オ
5 エ・オ

(注) * 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

問題54 防犯カメラに関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 防犯カメラの設置は許可制であり、私人が設置する場合には都道府県公安委員会の許可を受ける必要がある。
- イ 地方自治体の設置する防犯カメラの映像は個人情報であるとして、当該地方自治体の情報公開条例、個人情報保護条例による保護の対象となっている場合がある。
- ウ 都道府県警察の設置した防犯カメラが特定の建物の入口を監視していることを理由に、裁判所により撤去を命じられた事例がある。
- エ 市町村が道路など公の場所に防犯カメラを設置するためには、個別の法律の根拠に基づく条例が必要である。
- オ 図書館等で防犯カメラを設置する場合、設置場所を明示し、撮影されることを知らせることが必要であるとする地方自治体がある。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題55 欧州データ保護規則（GDPR^{*1}）に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 欧州経済領域^{*2}内に本社を置く企業に限り GDPR の規制対象となる。
- イ 欧州経済領域内で業務を展開する企業に限り GDPR の規制対象となる。
- ウ GDPR の保護対象は、欧州各国民政府の保有する各国民の個人データに限られる。
- エ GDPR の保護対象は、欧州経済領域内で取り扱われている個人データである。
- オ GDPR の規制に違反して域外にデータを移転しても制裁はない。

(注) *1 GDPR : General Data Protection Regulation の略

*2 欧州経済領域：EU 加盟国 28 か国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを指す。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・オ

問題56 個人情報保護法*に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 匿名加工情報については、匿名加工情報取扱事業者に関する規定が設けられており、個人情報取扱事業者に関する規定は直接適用されることはない。
- 2 地方公共団体が取り扱う情報には、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に関する規定が適用されることはなく、各地方公共団体が定める個人情報保護に関する条例が適用されることになる。
- 3 個人情報保護法の改正において、要配慮個人情報という概念が新たに設けられ、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取り扱う場合、他の個人情報とは異なる取扱いを受けることになった。
- 4 個人情報保護法が適用されるのは、個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報データベース等を構成する個人データであり、個人情報データベース等を構成しない散在する個人情報は個人データではない。
- 5 報道機関や著述を業として行う者は、報道・著述を目的として個人情報を扱う場合にも、個人情報取扱事業者であり、部分的適用除外はあるものの個人情報取扱事業者に関する規定の適用を受ける。

(注) * 個人情報の保護に関する法律

問題57 個人情報保護法* 2条2項にいう「個人識別符号」であるものとして次のア～オのうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 携帯電話番号
- イ 個人番号（マイナンバー）
- ウ メールアドレス
- エ クレジットカード番号
- オ 指紋データ

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

(注) * 個人情報の保護に関する法律

問題58 本文中の空欄□に入る文章として、妥当なものはどれか。

そもそも住宅とは何だろう。試みに辞書を引くと「人が住み、生活するための家」（『国語辞典』集英社）とある。確かに、住宅は人が生活する場であり、住人の交代や生活の変化に伴い、姿を変えてゆくものである。

しかしその一方、住宅の平面や形は生活だけで決まるものではない。たとえば、社宅のように同じ間取りが並ぶ場合でも、内部の造作や家具は住人によって異なり、全く違う住宅にみえることがある。住宅としての機能が同じでも、意匠が異なれば周囲に与える影響は異なる。これは、「機能」と「意匠」がどちらも住宅を構成する重要な要素でありながら、全く異なる意味を持っているためである。

ファンションにたとえるとわかりやすい。

住宅の意匠もまた、住人の好みや生活だけで決まるものではなく、住人の思想、地位、身分を表現するために周到に選ばれる。住宅は、「生活の器」であると同時に、自分をどう見せたいのか、どう表現したいのか、その「欲望を映す鏡」ともいえる。

住宅はまた、気候や風土などの自然条件、建てるための技術、さらには社会思想の変化も反映する。住宅の祖型ともいえる堅穴住居の場合、人を自然から守ることが最も重視されたはずだが、江戸時代の書院造では生活の快適さよりむしろそこに坐る人の身分を視覚的に示すことが求められたし、近代に入り、大正時代には住宅による生活改善が社会的なテーマとなった。住宅に求められるものは、時代や社会背景によって異なる。住宅はすなわち、「時代を映す鏡」ともいえるのである。

(出典 小沢朝江・水沼淑子「日本住居史」から)

- 1 人は、夏には涼しく、冬には暖かく過ごせるように、気候にふさわしい服を選ぶ。もちろん人それぞれに好みもあるだろう。でも、学生が就職活動に当たり一様にリクルートスーツを着るのは、その服が快適だからでも、好きだからでもなく、「社会人の卵」であり「良識ある大人」である自分を表現するためといえる。
- 2 人は、春にはあでやかに、秋にはしとやかに過ごせるように、季節にあわせた服を選ぶ。もちろん人それぞれに好みもあるだろう。でも、学生が卒業式に当たり一様にスクールカラーを意識した服を身につけるのは、その服が快適だからでも、好きだからでもなく、「社会人の卵」であり「節度ある学生」である自分を表現するためといえる。

- 3 人は、公的には清潔に、私的には快適に過ごせるように、気分にあわせた服を選ぶ。もちろん人それぞれに好みもあるだろう。でも、生徒たちが体育祭で一様にチームカラーのTシャツを着るのは、その服が快適だからでも、好きだからでもなく、「社会人の鏡」であり「良識ある生徒」である自分を表現するためといえる。
- 4 人は、表面では上品に、内面では安逸に過ごせるように、時宜にあわせた服を選ぶ。もちろん人それぞれに好みもあるだろう。でも、社員たちが真夏の職場でクールビズの服を着るのは、その服が快適だからでも、好きだからでもなく、「社会人の鏡」であり「自由ある個人」である自分を表現するためといえる。
- 5 人は、集団では一律に、個人では個性豊かに過ごせるように、場所にあわせた服を選ぶ。もちろん人それぞれに好みもあるだろう。でも、社員たちが会社の社員旅行の宴会で一様に旅館の浴衣を着るのは、その服が快適だからでも、好きだからでもなく、「社会人の鏡」であり「自信ある個人」である自分を表現するためといえる。

問題59 本文中の空欄 **I** ~ **V** には、それぞれあとのア～オのいずれかの文が入る。その組合せとして妥当なものはどれか。

白は、完成度というものに対する人間の意識に影響を与え続けた。紙と印刷の文化に関する美意識は、文字や活字の問題だけではなく、言葉をいかなる完成度で定着させるかという、情報の仕上げと始末への意識を生み出している。白い紙に黒いインクで文字を印刷するという行為は、不可逆な定着をおのずと成立させてしまうので、未成熟なもの、吟味の足らないものはその上に発露されてはならないという、暗黙の了解をいざなう。

推敲という言葉がある。推敲とは中国の唐代の詩人、賈島の、詩作における逡巡^{かとう}の逸話である。詩人は求める詩想において「僧は推す月下の門」がいいか「僧は敲く月下の門」がいいかを決めかねて悩む。逸話が逸話たるゆえんは、選択する言葉のわずかな差異と、その微差において詩のイマジネーションになるほど大きな変容が起こり得るという共感が、この有名な逡巡を通して成立するということであろう。月あかりの静謐な風景の中を、音もなく門を推すのか、あるいは静寂の中に木戸を敲く音を響かせるかは、確かに大きな違いかもしれない。いずれかを決めかねる詩人のデリケートな感受性に、人はささやかな同意を寄せるかもしれない。しかしながら一方で、推すにしても敲くにしても、それほどの逡巡を生み出すほどの大事でもなかろうという、微差に執着する詩人の神経質さ、器量の小ささをも同時に印象づけているかもしれない。これは「定着」あるいは「完成」という状態を前にした人間の心理に言及する問題である。

白い紙に記されたものは不可逆である。後戻りが出来ない。

I
II
III
IV
V

(出典 原研哉「白」から)

ア 思索を言葉として定着させる行為もまた白い紙の上にペンや筆で書くという不可逆性、そして活字として書籍の上に定着させるというさらに大きな不可逆性を発生させる営みである。

イ 今日、押印したりサインしたりという行為が、意思決定の証として社会の中を流通している背景には、白い紙の上には訂正不能な出来事が固定されるというイマジネーションがある。

ウ 推敲という行為はそうした不可逆性が生み出した営みであり美意識であろう。

エ このような、達成を意識した完成度や洗練を求める気持ちの背景に、白という感受性が潜んでいる。

オ 白い紙の上に朱の印泥を用いて印を押すという行為は、明らかに不可逆性の象徴である。

	I	II	III	IV	V
1	イ	エ	ウ	オ	ア
2	イ	オ	ア	ウ	エ
3	エ	ウ	オ	イ	ア
4	エ	オ	ア	イ	ウ
5	オ	イ	ウ	ア	エ

問題60 本文中の空欄 [I] ~ [IV] に入る語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

そもそもコミュニケーションは、自分の気持ちや意見、それに決意などを伝え、それを相手が受け入れて理解するところまでしないと、成立したとはいえない。もしそうでなかったら、そこには誤算や失敗しかなく、時間と努力を無駄に使った結果になる。

政治やビジネスの世界では、リーダーと称する人たちが大見えを切った発言をしている場を [I] に見る。大風呂敷を広げて広大な目標を掲げて「世界に向かって発信していく」と [II] している。まさに「発信」だけであって、人々が受け入れて理解をし、賛同したり協力したりするところまでは気を配っていない。

すなわち、人々がきちんと「受信」してくれるところで説明をしたり説得したりする努力を続けていない。発信主義では相互理解の世界にはならない。□を開くときには、受信に重きをおいた「受信主義」に徹しようとする心構えが必要不可欠だ。

もちろん、伝えようとする中身は重要である。それが間違っていたりピンぼけになっていたりしたら、話にならない。だが、相手が正しく受け入れて理解できるような伝え方をしなかったら、[III] の目的は達成できない。相手の受信に重点をおいたコミュニケーションの仕方が大切である [IV] だ。

(出典 山崎武也「外国人は日本文化の『何』を知りたがっているのか－そのエッセンスは茶道の中に－」から)

	I	II	III	IV
1	間近	公言	初期	所謂
2	頻繁	豪語	所期	所以
3	往々	広言	庶幾	由来
4	目前	壯語	所記	由緒
5	身近	高言	書記	由縁